

人生の**始まり**としての**遺言書**作成

自分がいなくなった後の自身の財産について考えたことはありますか？

「**自分の財産はこうしてほしい!**」という思いを実現するためには、遺言書が必要です。

遺言書は自分で作成することも可能です。

遺言書の作り方とその**ポイント**について伺ってみました。

2021年・秋

VOL.
03

敬遠されがちですが、遺言書は誰でも作ることができるんですよ。



油原麻帆 先生

東京合同法律事務所

中央大学卒業、一橋大学法科大学院修了を経て弁護士となりました。業務としては、刑事事件、一般民事、相続等の家事事件の他、労働事件や同性婚訴訟、精神病院に対する損害賠償請求等の弁護士活動にも取り組んでいます。

木村康一郎 先生

木村総合法律事務所

2017年まで大手海運会社にて経理・企画職を経験した後、弁護士へ転身しました。企業法務から家事事件まで幅広く対応し、遺言書作成については、依頼者の要望に沿ったきめ細やかな対応を行っています。



遺言書作成のポイント

遺言書が無く、相続人等もない場合、残った財産は国の所有になります。誰かに自分の財産を渡したい場合は、遺言書を作成しておきましょう。ここでは、**自筆証書遺言の作り方のポイント**をお伝えします。

自筆証書遺言

ご自身の手書きで作成するものです。

！ せっかく書いた遺言が、形式面で無効になってはもったいない! 以下の点に気をつけましょう。

- 手書きで作成する(財産の詳細についてはパソコンで作ってもOK)
- 遺言書を作成した年月日を正確に書く(2021年10月“吉日”とするのは×)
- 氏名を手書きし、印鑑を押す(実印がある場合は、実印を使用しましょう)

！ 内容として「誰に」「どの財産を」「相続させる/遺贈する」ということを正確に書きましょう。

- 相続人/受遺者(遺産を受け取る人)の氏名、生年月日、住所
- 財産の特定…次のようなことを書いておくことが重要です。

預貯金 銀行 / 支店名 / 口座番号等

不動産 登記簿に記載されている所在地 / 種別 / 面積等

！ 漏れがないように、最後に**その他遺言者の有する一切の財産**と書くとうよいでしょう。

その他にも、2つの種類があります。

公正証書遺言

公証人が作成します。遺言書が無効となる可能性は低く、公証役場で保管されるため紛失の心配もありません。

秘密証書遺言

作成した遺言書を封詰めし、公証役場で封筒に署名・押印を行います。封筒は自宅等で保管します。

遺言書は全部で3種類!

それぞれに特性があります



遺言書 Q&A



まだ元気だし、今作らなくてもいいのでは？

もしものことがあった場合、遺言書が無ければ、故人の意思を実現することは難しくなります。元気なうちに、まずは簡易的なものでも遺言書を作ってみることをお勧めします。

遺言書に書いた財産は使ったり処分できない？

遺言書に記載した財産を使っても、誰かにあげても問題ありません。その部分は撤回したものと判断されるため、必ずしも遺言書を作り直す必要はありません。



一回作ったら作り直せないの？

遺言書は何度でも作り直すことができます。ただ、前の遺言書が残ったままだと後々トラブルになりかねないため、古い遺言書は破棄されることをお勧めします。



どう書けばいいのかわからない。筆が進まない…

思い切って弁護士等の専門家に相談してみるのはいかがでしょうか。作成についてアドバイスを貰うということも可能ですし、遺言書の作成だけでなく、亡くなった後の手続(遺言執行等)も含め、幅広く対応を依頼するということが可能です。



自筆証書遺言の保管制度が始まりました

法務局の保管制度(保管料3900円)を利用すると…

- 遺言書紛失のおそれなくなる
- 裁判所での検認手続が不要となる
- 遺言書の形式的なチェックをしてもらえる
- 亡くなった際の通知先を登録しておくことが可能

※詳細は法務局の案内をご覧ください

夫を亡くされた依頼者の方から、「遺言書で自分の財産の行く末を決め、身近な人へのメッセージも残せた」「おかげで止まっていた心が再び動き出した」というお手紙をいただきました。遺言書というと人生の「終わり」を連想する方も多いですが、その後の人生を心新たに「始める」きっかけにもなるのです。

皆さんも、「終わり」に向けてではなく、その後の人生の「始まり」として遺言書を作成してみませんか。

このレターは、文京区社会福祉協議会(以下、文社協)で行った終活関連イベントにお越しいただいた方や、文社協の終活支援事業にお問い合わせいただいた方に送付しております。また、区内で配架もしております。今後も終活に関する情報について、不定期で発行予定です。

配信停止をご希望の方は、文社協担当までご連絡ください。

文社協では、「文京ユアストーリー」という終活支援事業を行っております。

文京区にお住まいの高齢者の皆様が最期まで自分らしく安心して暮らせるよう、定期的な連絡・訪問を行い、事前に一定の現金を文社協が預かることで、急な入退院時の支払い等のお手伝いや、死後の葬儀、家財処分等の死後事務の手続きを実施し、一体的にサポートする終活支援事業です。ご契約の際には、後見制度への意向も含めて丁寧にあなたのご希望を伺います。ご利用には、入会金と年会費、預託金(※もしもの時のために予め預かりしておく現金)が必要です。

対象となる方

※以下のすべてに該当する方を対象とします。

- ① 文京区内に住む、原則70歳以上の方
- ② 明確な契約能力を有する方
- ③ 身近に頼れる親族等がない方
- ④ 生活保護を受給していない方

問い合わせ 文京区社会福祉協議会 地域福祉推進係 文京ユアストーリー担当

TEL 03-5615-8851 FAX 03-5800-2966